

介護予防・日常生活支援総合事業について

※平成27年12月時点 今後変更の可能性があります。
(H28.1.15変更:通所型サービスの単価について)

平成27年12月21日

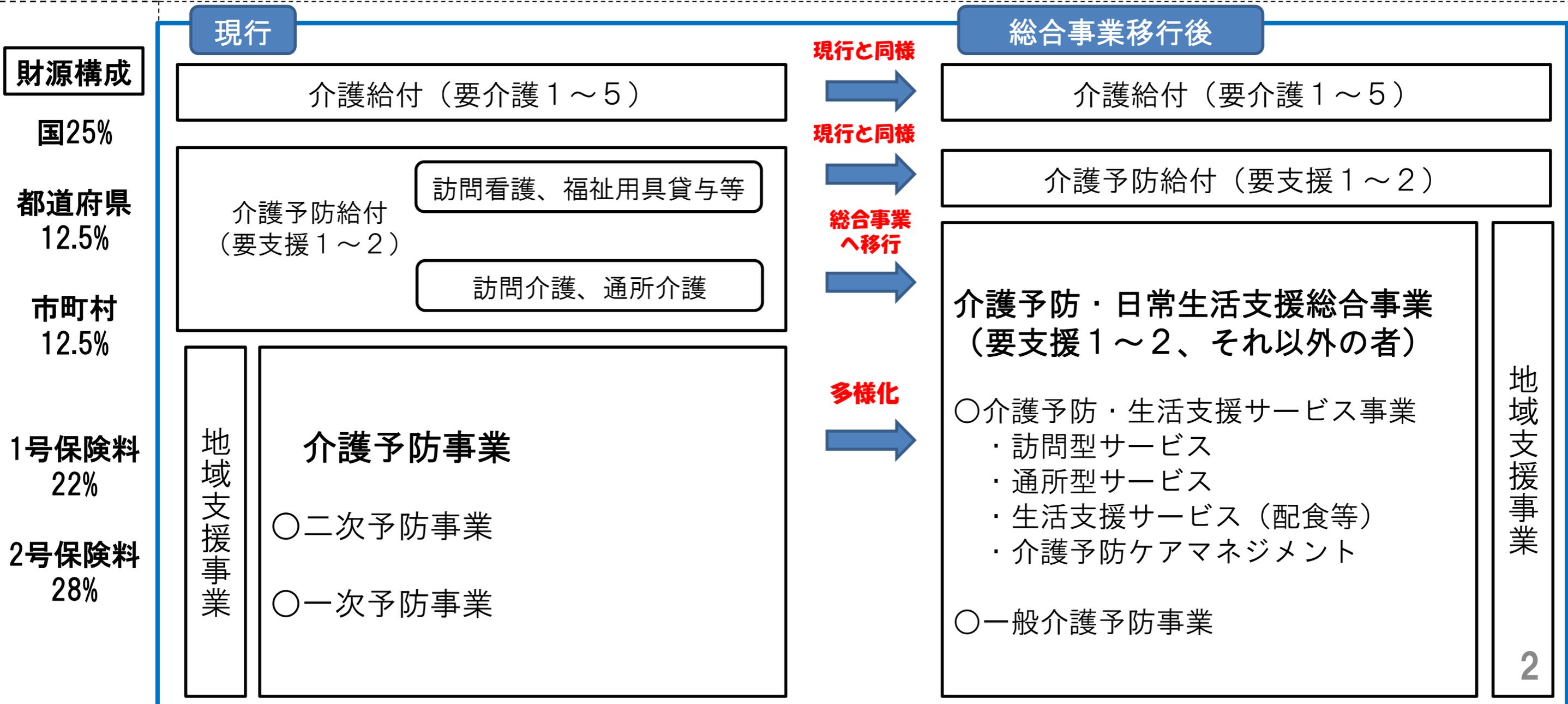
木更津市福祉部高齢者福祉課



介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・

- 平成26年の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村がH29.4までに実施する。
- 介護予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に位置づけられる。
- 総合事業は介護保険制度に位置づけられた事業であり、公費及び保険料の財源構成は従来と変わらない。

現行制度との比較



木更津市における総合事業の移行時事業メニュー

訪問型サービス・通所型サービス

○現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス

現行の介護予防給付に相当するサービスで介護事業所が実施主体。基準、単価、サービス内容については国が示すため現行と同等。指定の方法により実施する。

○緩和した基準によるサービス

介護予防給付の基準を緩和したサービスで介護事業所等が実施主体。市が指定する研修を修了した介護事業所等被雇用者が生活支援サービスを提供する。指定または委託の方法により実施。基準、サービス内容については旧介護予防に相当するサービスよりも緩和し、費用も単価に設定。

○短期集中予防サービス

旧二次予防対象者向けの介護予防事業に相当するサービス。専門職（保健師、PT、OT等）により3ヶ月程度の期間で機能訓練を行う。事業者指定または委託の方法により実施。

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援に相当するサービスで地域包括支援センターが実施する。要件を緩和したサービスを設け、費用額の抑制、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託の促進を図る。

- ケアマネジメントA** 介護予防支援と同等のサービス。要件単価も同等
- ケアマネジメントB** Aからアセスメント頻度やサービス担当者会議を緩和した類型
- ケアマネジメントC** 初回のみケアマネジメント

現在のサービスを継承するもの

- 高額介護サービス費相当事業
- 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

一般介護予防事業

従来の二次予防対象者、一次予防対象者の区別をなくし、一体として介護予防事業を行う。

総合事業への移行

訪問型サービス・通所型サービス

- 木更津市の総合事業への移行時期は、平成28年3月1日。
- 一斉に移行せず、3月は新規申請者のみ移行する。（区分変更申請により、要支援認定を受けた者も含む）
- 平成28年4月1日以降は、新規申請及び更新申請により要支援認定を受けた被保険者について、順次、総合事業へ移行する。

年月		H27		H28		
		12月	1月	2月	3月	4月
新規申請					総合事業へ移行	
要支援 認定更新	3月更新		更新手続		予防給付を継続	
	4月更新			更新	手続	総合事業へ移行
	5月更新				更新手続	

介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する

- 現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する。
- 総合事業においても指定基準、報酬・加算等を含めて、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準による訪問型サービス及び通所型サービスを実施する。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の基準を緩和したサービスを実施する

- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護の基準を緩和したサービスを新たに設ける。
- 緩和類型サービスに係る基準（人員配置基準、施設基準、運営基準）及び報酬・加算等は別途示す。
- 緩和類型サービスの従事者は、市が実施する研修を修了していることを要件とする。
→市が実施する研修の詳細は別途示すが、事故発生時の対応、清潔の保持、個人情報の保護に係る内容は必須事項として盛り込む予定である。

サービスの類型（訪問型サービス）

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定している。

基準	現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <p>○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</p> <p>○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</p> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>○体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

サービスの類型（通所型サービス）

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		○ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービスについて

事業所指定基準、報酬・加算は介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一

- 介護予防訪問介護と介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。
したがって、事業所の指定基準、報酬・加算等も介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一となる。
- 請求方法も国保連経由であることは変わらないが、請求コードは総合事業専用のもを用いることに留意。

事業所指定については「みなし指定の制度」を活用し、既存事業所には新規指定申請が不要

- みなし指定とは、H27. 3. 31で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の内容を提供する事業所として、全国の市町村がH27. 4. 1指定したとみなすこと。
- これら事業所にあっては指定手続きが済んでいるとされるため、新規の指定申請手続きは不要。
みなし指定による指定の有効期間は、H27. 4. 1～H30. 3. 31

【みなし指定の留意点】

- H27. 4. 1以降の新規指定された介護予防訪問(通所)介護事業所には、みなし指定の効力は適用されない。
→これらに該当する事業所が総合事業を実施する場合には、総合事業のサービス事業所として新たに指定を受ける必要がある。
- みなし指定の有効期間終了前に指定の更新申請が必要である。
→みなし指定は、総合事業サービス事業所として指定申請手続きを「手続き済」とみなすものである。
したがって、指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要である。

訪問型サービスの基準及び単価について（その1：人員・設備・運営）

サービス種別	介護予防訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス（案）
サービス内容	○訪問介護員による身体介護、生活援助	○ <u>身体介護</u> （排泄、食事介助、清拭、入浴等） <u>を行わない</u> ○訪問介護員等以外の従事者（市が指定する研修修了者）によるサービス提供 →有資格者は、中重度者へのケアにシフト
対象者とサービス提供の考え方	○身体介護が必要なケース ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース	○身体介護が不要なケース
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託
人員基準	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと ①管理者：常勤・専従1以上 ②訪問介護員等：常勤換算2.5以上（資格） 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上。 ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上（資格） 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数。 ①管理者：専従1人以上（支障がない場合兼務可） ②従事者：必要数（資格） 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、 <u>市が指定する研修の修了者</u> ③サービス提供責任者：従事者のうち必要数（資格） 従事者に同じ
設備基準	（旧介護予防訪問介護と同様）	（旧介護予防訪問介護と同様）
運営基準	（旧介護予防訪問介護と同様）	（旧介護予防訪問介護と同様）

訪問型サービスの基準及び単価について（その2：単価）

サービス種別	介護予防訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス(案)
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○単価は、現行の介護予防訪問介護と同額とする。 ○緩和した基準によるサービスとの併用を可能とするため、1回当たりの報酬単価を設けることを検討する。 (利用1回ごとの出来高で定める場合、月の合計額が包括単位以下となるようにする。) ○請求コード:A1(みなし指定) A2(平成27年4月1日以降指定) ○報酬体系 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問Ⅰ(週1回) 1,168単位/月(事業対象者・要支援1・2) ・訪問Ⅱ(週2回) 2,335単位/月(事業対象者・要支援1・2) ・訪問Ⅲ(週3回) 3,704単位/月(要支援2) ○加算 <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 200単位 ・生活機能向上連携加算 100単位 ・介護職員処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> 加算Ⅰ 8.6% 加算Ⅱ 4.8% 加算Ⅲ 加算Ⅱ×0.9 加算Ⅳ 加算Ⅱ×0.8 	<ul style="list-style-type: none"> ○有資格者(訪問介護員等)と無資格者との賃金水準の差に着目し、<u>単価を減額する</u>。 ○生活機能向上連携加算は、設けない。 ○身体介護を行わない訪問介護員によるサービス提供 ○介護予防訪問介護相当サービスとの併用を可能とするため、1回あたりの報酬単価を設ける。 ○報酬体系 今後別に定める。 ○加算 <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 200単位 ・介護職員処遇改善加算 <ul style="list-style-type: none"> 加算Ⅰ 8.6% 加算Ⅱ 4.8% 加算Ⅲ 加算Ⅱ×0.9 加算Ⅳ 加算Ⅱ×0.8

通所型サービスの基準及び単価について（その2：単価）

サービス種別	現行の介護予防通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス（案）
単価	<p>○単価は、現行の介護予防通所介護と同額とする。</p> <p>○利用実績に応じた報酬体系とする観点から、週1回程度利用する要支援2の被保険者については、1月に1回から4回まで利用する場合は、1回あたりの単価設定とする報酬体系を追加する。</p> <p>○緩和した基準によるサービスとの併用を可能とするため、1回当たりの報酬単価を設けることを今後検討する。 （利用1回ごとの出来高で定める場合、月の合計額が包括単位以下となるようにする。）</p> <p>○請求コード：A5（みなし指定） A6（平成27年4月1日以降指定）</p> <p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回 1,647単位／月（事業対象者・要支援1） ・週2回 3,377単位／月（事業対象者・要支援2） ・1月の中で全部で1回から4回までのサービスを行った場合 389単位／回（事業対象者・要支援2） ⇒要支援2の利用者で、1ヶ月に4回サービスを提供する場合 ⇒389単位×4回＝1,556単位 ⇒要支援2の利用者で、1ヶ月に8回サービスを提供する予定であったが、体調不良で3回しか提供しなかった場合 ⇒389単位×3回＝1,167単位 <p>○加算 現行の介護予防通所介護と同様の加算を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活機能向上グループ加算 ②運動器機能向上加算 ③栄養改善加算 ④口腔機能向上加算 ⑤選択的サービス複数実施加算 ⑥事業所評価加算 ⑦サービス提供体制強化加算 ⑧介護職員処遇改善加算 	<p>○看護職員及び機能訓練指導員の配置が不要となること、送迎が不要となることに着目し、<u>単価を減額する</u>。</p> <p>○加算は介護職員処遇改善加算以外は設けない。</p> <p>○現行の介護予防通所介護相当との併用を可能とするため、1回当たりの報酬単価を設ける。</p>

総合事業における事業所の指定について（その1）

総合事業に係る事業所指定は木更津市が行う。H27. 4～H30. 3は、事業所指定が3種類存在する。

- 総合事業における事業所の指定権者は木更津市となる。
新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は木更津市に対して行う。
- H27. 4からH30. 3までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が並存することとなるので、事業所の指定も3種類が存在する。そのため、指定の内容が変更になった際の変更届については、介護保険給付と介護予防給付に係る変更届は千葉県、総合事業に係る変更届は木更津市に届け出る。
なお、総合事業に係る各種届出の様式等は別途示す。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	千葉県
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	千葉県
	(地域密着型通所介護)	(指定地域密着型通所介護事業所の指定)	(木更津市)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護事業所の指定	千葉県
総合事業	介護予防訪問(通所)介護 相当サービス	総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定	木更津市

- 木更津市がH28. 3に総合事業へ移行することをもって、介護予防訪問(通所)介護の指定更新しなかった場合には、当該事業所は木更津市の被保険者に限らず、一切の介護予防訪問(通所)介護を提供することができなくなることに留意。

(介護予防給付の指定更新をしないとサービス提供ができなくなる場合の例)

- ・市境を越えてサービス提供をしている場合で、市境を越えた先の市町村で総合事業を実施していない場合
- ・住民票を動かさずに木更津市に在住している木更津市以外の被保険者(住所地特例ではない者)にサービス提供している場合で、その者の保険者が総合事業を実施していない場合

※介護予防訪問(通所)介護はH30. 3. 31まで提供するので、この間に指定有効期間が終了する事業所は指定更新をすることが望ましい。

総合事業における事業所の指定について（その2）

総合事業に係る事業所指定は、木更津市の被保険者及び木更津市に住民票がある住所地特例者のみに効力を有する。

- 総合事業の指定権者は木更津市であるから、総合事業に係る事業所指定は木更津市の被保険者及び木更津市に住民票のある住所地特例者のみに適用される。

木更津市以外の事業対象者にも総合事業のサービスを提供している場合、木更津市への届出だけでは足りない。

- 木更津市に所在する事業所が、木更津市以外の事業対象者（木更津市に居住する住所地特例者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請も木更津市以外のそれぞれの市町村にも届け出る必要がある。

※事業対象者とは、基本チェックリストを活用し、総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業を利用する被保険者をいう。

- 「みなし指定」は、条件を満たす事業所に対して全国の市町村がH27. 4. 1にそれぞれ指定を行ったとみなすものだが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効果しかない。
- 総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問型（通所型）サービス事業所の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなっており、それぞれの指定に対して変更届や指定更新申請を届け出ることが必要となる。

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準によるサービスは、請求も従来と同じ

○厚生労働省令に規定のあった介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定するから、請求方法も同じとなる。したがって、費用の1割（2割）を利用者から徴収し、報酬分を国保連経由とすることに変わりはない。

ただし、請求コードは総合事業専用のもを使用する。

緩和類型サービスは、事業所指定（国保連経由）に限定されない。

○緩和類型サービスは制度上様々な実施方法が想定されており、事業所指定（国保連経由）のほか、委託や補助といった方法をとることができる。

○緩和類型サービスごとの具体的な実施方法や要件（委託契約における仕様、補助要件等）はそれぞれ、木更津市が別途定める。

利用者との契約と総合事業の移行時期

総合事業によるサービス提供には、新たに利用者との契約が必要

- 総合事業によるサービス提供にあたっては、新たに利用者との契約及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要となる。

※現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事項であるため、総合事業には適用されない。

そのため、総合事業による訪問(通所)型サービスの提供に係る契約を締結しなければならない。

- 平成28年3月1日時点で要支援認定を受けている被保険者の総合事業への移行時期は、認定有効期間終了後から随時移行するものとする。(平成28年3月1日から要支援認定有効期間が開始する者は、この更新認定期間終了後から総合事業へ移行する。)

例1：平成28年2月29日まで要介護(支援)の認定を受けている被保険者が、3月1日から要支援の認定を受けた場合は、この認定の要支援認定有効期間までは、予防給付が継続する。

例2：平成28年7月31日まで要介護(支援)の認定を受けている被保険者が、8月1日から要支援の認定を受けた場合は、7月31日までは介護(予防)給付が継続し、8月1日から総合事業へ移行する。

- 区分変更申請をした結果、却下や要支援認定により認定区分が要支援となった場合は総合事業へ移行する。

例1：平成28年7月31日まで要支援1の有効期間がある被保険者が、平成28年3月15日に区分変更申請し要支援2の判定を受けた場合 → 平成28年3月15日から総合事業へ移行する。

例2：平成28年7月31日まで要支援1の有効期間がある被保険者が、平成28年3月15日に区分変更申請し却下の判定を受けた場合 → 平成28年3月15日から総合事業へ移行する。

- 木更津市に住民票がある住所地特例者についても、同様の取扱いとする。

介護予防ケアマネジメント（その1）

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施

- 介護予防支援と同様に、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施する。
- 介護予防支援と同様に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託もすることができる。

介護予防ケアマネジメントを提供するのは、総合事業によるサービスのみを提供するとき

- 介護予防ケアマネジメントが提供されるのは、要支援者や事業対象者に訪問型サービスや通所型サービス等の総合事業によるサービスのみを必要とするとき。
- 総合事業と福祉用具貸与や訪問看護等予防給付サービスを必要とする場合は、現行の介護予防支援と同様である。

（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の対応表）

	要支援者 （予防給付のみ）	要支援者 （予防給付＋総合事業）	要支援者 （総合事業のみ）	事業対象者
介護予防ケアマネジメント			○	○
介護予防支援	○	○		

指定居宅介護支援事業所に再委託する場合も新規に委託契約が必要

- 地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託する場合も新規に委託契約を締結することが必要になる。

介護予防ケアマネジメント（その2）

総合事業移行後も更新認定前は介護予防支援を継続し、更新認定後に提供するサービスにより、ケアマネジメントの方法が異なる

○平成28年3月1日時点で要支援(介護)認定を受けている被保険者は、提供するサービスの内容により認定有効期間終了後から介護予防ケアマネジメントに移行する。

※例えば、平成28年7月31日まで要支援(介護)の認定を受けている被保険者が8月1日から要支援の認定を受けた場合は、7月31日まで介護予防給付が継続し、8月1日から総合事業だけサービスを必要とする場合は介護予防ケアマネジメントAに変更し、福祉用具貸与等介護予防給付が含まれる場合は引き続き介護予防支援が継続します。

実施する介護予防ケアマネジメントは、当分の間、介護予防ケアマネジメントAを用いる

○実施する介護予防ケアマネジメントは、当分の間、介護予防ケアマネジメントAを用いる（介護予防支援と同様式、同内容）。

○多様な介護予防・生活支援サービスが提供できるようになった時点で、緩和した介護予防ケアマネジメントの方法を取り入れる。

○多様な介護予防・生活支援サービスとは、緩和類型サービス、住民主体サービス及び生活支援サービス（配食等）等である。これらのサービスが提供できるようになった時点で緩和した介護予防ケアマネジメントが必要となるため、多様な介護予防・生活支援サービスを構築しつつ、緩和した介護予防ケアマネジメントの方法も検討する。

まとめ

○木更津市では、平成28年3月1日に総合事業へ移行する。

移行にあたり、現行の介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスのみで移行する。いずれも、国保連合会を経由した審査・支払で実施する。

○一斉に移行せず、平成28年3月は新規申請者のみ移行する。

平成28年4月1日以降は、新規申請及び更新申請により要支援認定を受けた被保険者について、順次、総合事業へ移行する。

○平成28年3月1日時点で要支援認定を受けている被保険者の総合事業への移行時期は、認定有効期間終了後から随時移行するものとする。ただし、平成28年3月1日から要支援認定有効期間が開始する者は、この更新認定期間終了後から総合事業へ移行する。

○平成27年3月31日時点で指定を受けている介護予防訪問介護事業所と介護予防通所介護事業所は総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの指定申請は不要

○平成27年4月1日以降に指定を受けた介護予防訪問介護事業所と介護予防通所介護事業所は新たに木更津市長へ指定申請し、総合事業の事業所として指定を受けないとサービス提供ができない。

○介護報酬は、現行の包括報酬を基本とする。

○総合事業によるサービス提供にあたっては、新たに利用者との契約及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要